

令和3年3月5日

## 令和3年糸魚川市来海沢地区の地滑り災害で被災された皆さまへ

この度の地滑り災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、財務省関東財務局、日本銀行新潟支店等関係当局からの「令和3年新潟県糸魚川市における地滑りにかかる災害に対する金融上の措置について」の要請等もふまえ、今回の被災者の皆さまに、以下の対応をいたしますので、ご遠慮なく各店舗窓口にてお申し出ください。

### 被災者の皆さまへの対応

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払戻します。
2. お届の印鑑を紛失した場合は、拇印等にて対応致します。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金などの期限前払戻し（中途解約）ならびに定期預金を担保とする貸付も対応致します。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
5. 災害時における手形・小切手および電子記録債権の取引停止処分等についても、ご事情を考慮のうえ、対応します。
6. 汚れた紙幣や損傷した貨幣の交換についてのご相談に応じます。
7. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応致します。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に係る相談に応じます。
10. 罹災証明が必要なお取引であっても、他の手段により被災状況を確認するなど、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応致します。
11. 休日営業または平常時間外の営業についても、状況を勘案しながら検討致します。

以上